

総務専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	26	010101020101	総務	財産区(議会制)	3	佐久市・臼田町・望月町に財産区(議会制)がある。	合併時、現行どおり財産区として存続する。	事務局の職員配置にあつては各財産区から応分の負担が考慮されるべきである。 望月町協和財産区・春日財産区の運営委員会のあり方については、合併後検討する。 <議会制の財産区:合計11財産区> ○佐久市(3財産区) 内山財産区、大沢財産区、前山・小宮山財産区 ○臼田町(5財産区) 田口村財産区、田口区財産区、田ノ口区財産区、青沼財産区、切原財産区 ○浅科村 なし ○望月町(3財産区) 協和財産区、春日財産区、布施財産区
2	26	010101020102	総務	財産区(管理会制)	4	望月町に財産区(管理会制)がある。	合併時、現行どおり財産区として存続する。	事務局の職員配置にあつては各財産区から応分の負担が考慮されるべきである。 <管理会制の財産区> ○望月町(1財産区) 茂田井財産区
3	28-1	010101010801	総務	行政相談	5	4市町村とも実施しているが、開催回数と開催場所の検討が必要。	相談会場を4箇所設け、隔月で実施する。	相談会場を佐久市、臼田町、浅科村、望月町の4会場とする。 偶数月は佐久市で、奇数月は臼田町、浅科村、望月町でそれぞれ実施する。 浅科村のみで実施の法律相談(10月の行政相談に合同実施)は、広域連合実施の法律相談で対応する。
4	28-1	010101030106	総務	市町村政懇談会対応	6	4市町村とも同様の事業を行っており問題なし。	新市において、広く住民の声を聞き、市政に反映させることを目的に、地区区長会単位で市政懇談会を開催する。	出席者は理事者及び部長とする。 区長会側の事務局は各支所、市側の事務局は庶務課があたる。
5	28-1	010101070103	総務	コミュニティラジオ・テレビ放送「行政情報番組」	7	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	概要 行政情報を佐久CATV・エフエム佐久平へ放送委託し、広報公聴活動を推進する。 内容 定時番組・スポット放送・企画番組防災情報等。
6	28-1	010101070201	総務	市政モニター	8	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	市政に対し、あらかじめ選任した委員から要望を聞くことにより、民意を把握し、より良い市政推進を図ることを目的とする。
7	28-1	010101070202	総務	市内施設見学	9	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	市民が、市内の主な施設等を見学することにより、市政への益々の関心と理解を深める機会とする。また、終了後のアンケートを今後の市政運営の参考とする。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
8	25	040101010106	総務	行政改革推進委員会 行政改革懇話会	10	4市町村間で委員数、任期、委員構成に差異がある。	合併時、新市において設置する。	委員数 :15人以内 委員構成 :市議会議員、学識経験者、民間諸団体の代表者、その他市長が必要と認める者。 委員の任期 2年 具体的な事務処理方法は、佐久市の例による。 報酬は、非常勤特別職の報酬等の協議取扱いによる。
9	28-1	010101090101	総務	選挙管理委員会	11	4市町村とも法律に基づき設置されており問題なし。	法令の規定により 合併時、新市において設置する。	
10	28-1	010101090307	総務	期日前投票	12	4市町村とも同様の事務を実施しているため問題なし。	合併時、投票所を4市町村に各1ヶ所設置して実施する。	投票時間は午前8時30分から午後8時までとする。 < 期日前投票 > 従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市町村の選挙管理委員会で行う投票が対象になり、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)制度である。(平成15年12月1日施行)
11	28-1	010101090308	総務	不在者投票	13	4市町村とも実施しているが、指定投票区制度の採用に差異がある。	合併時、不在者投票所は選挙管理委員会1ヶ所設置して実施する。 指定投票区制度を設ける。	投票時間は午前8時30分から午後8時までとする。 < 不在者投票 > 従来の不在者投票のうち、期日前投票の対象となるものを除いたものをいい、具体的には、病院、老人ホーム等指定された施設での投票、名簿登録地の市町村以外の市町村の選挙管理委員会での投票、郵便等による不在者投票、洋上投票等である。
12	28-1	010101100101	総務	監査委員	14	4市町村とも同様に設置しているが、新市において設置する必要がある。	地方自治法の規定により 合併後、新市において設置する。	委員数は、人口規模を勘案し2名とする。 < 参考 :上田市 2名、飯田市 2名 >
13	28-1	010101110101	総務	公平委員会	15	佐久市が単独で設置している。(臼田町・浅科村・望月町は郡町村公平委員会組合において共同設置している。)	地方自治法 地方公務員法の規定により 合併後、新市において設置する。	具体的な事務処理方法は、佐久市の例による。
14	28-1	010103010102	人事	特別職報酬等審議会	16	4市町村とも設置しているが、委員数に差異がある。	合併時、新市において設置する。	委員数は10名を基本に調整する。 新条例は現佐久市の条例を基本とする。 報酬額は、非常勤特別職の報酬等の協議取扱いによる。

* 各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。